

2023年9月1日

写) 登録販売店 各位
需要家 各位

千葉アクア生コンクリート協同組合
技術部

コンクリートの単位水量推定試験について

千葉県内で行われる工事において、受入検査に単位水量推定を行う現場が増えています。生コン工場は、JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」に従って管理しており、現場で測定する単位水量は製品検査の対象としていません。中には、単位水量の受入基準を国土交通省通達で示されている判定基準より厳しく設定されている現場があり、スランプなどが適合していても単位水量の結果のみ不適合で持ち帰られる事例が多く発生しています。

現在行われている単位水量推定試験において、次に示す課題が組合員工場より報告されています。

- ① 単位水量の試験は「推定」であり、JIS規格などで規定された方法ではない。測定方法として土木研究所が提案した推定方法などがあり、これらが採用されて試験を行っている。この試験方法は誤差が伴うことが明記されており、製造の許容変動幅と併せて管理基準を設定されている。この受入基準を厳しくされる現場があるが、厳しくした理由を明確にしていだけない。
- ② 工場の工程検査測定結果と現場の受入検査測定結果に大きな差が生じている。特に軽量コンクリートは、軽量骨材の吸水率の影響で大きくなる事例が多い。
- ③ 混和材や繊維などを投入したコンクリートに単位水量推定試験が行われ、投入前の単位水量を目標値として管理されるような事例も発生している。

以上のことから、受入検査として単位水量推定試験を実施される場合には、事前に試験条件などをお教えいただきますようお願いいたします。

なお、単位水量推定試験結果のみが不適合が発生した場合は、お客様都合で持ち帰ることになりますので、今後は現場都合の戻りコンとして取り扱い、商品代と取消料の両方をご負担いただくことをご了承いただきたくお願いいたします。

是非ともご理解、ご協力をお願いいたします。

以上